平成23年12月１日

資　　料

（要望にない項目等［地方税］）

その他要望にない項目等

○納税環境の整備を推進する等の観点から、以下の項目について、24年度改正で措置することとしてはどうか。

（1）課税の適正化（手続関係）

＜法人住民税等関係＞

○　還付加算金の計算期間の見直し

（　確定高裁判決を踏まえ、法人住民税等に係る還付加算金の起算日について、法人税の更正等を受けて期限後修正申告等を行い、その後減額更正を受けた場合は、納付の日の翌日から還付加算金を計算するよう規定の整備を行う。）

＜個人住民税関係＞

○　給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子データによる提出義務の創設

（　平成23年度改正における国税の法定調書の光ディスク等による提出義務の創設を踏まえ、地方税においても、国税において給与等及び公的年金等に係る源泉徴収票についてe-Tax又は光ディスク等による提出を義務付けられる者に係る給与支払報告書等について、オンライン又は光ディスク等による提出を義務付ける。）

○　年金所得者の申告手続きの簡素化

（　年金所得以外の所得を有しなかった者で寡婦（寡夫）控除を受けようとするものは、個人住民税の申告書を提出する必要があるが、年金所得者の申告手続の簡素化の観点から、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。）

○　退職所得者の退職所得申告書の特別徴収義務者保管規定の法令化等の規定の整備

（　国税において、給与所得者の扶養控除等申告書等の源泉徴収義務者保管規定を法令化する場合には、あわせて個人住民税の退職所得申告書等においても同様の対応をとる。）

（2）その他

＜固定資産税関係＞

○　都道府県固定資産評価審議会の委員定数の上限の廃止

（　地域の自主性及び自立性を高める観点から、都道府県固定資産評価審議会の委員数の定数の上限（現行12人以内）を廃止する。）

＜地方消費税関係＞

○　徴収共助・送達共助に係る国内法の整備

（　税務行政執行共助条約（マルチ条約）や二国間条約の国内担保法の整備により、国税当局から外国に対して消費税等国税に係る租税債権につき徴収共助を要請できるようになることを踏まえ、消費税と地方消費税とを一体処理することとしている地方税法の規定につき読み替え措置を講ずるなど所要の措置を講ずる。）

補　足　資　料

給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子データによる提出義務の創設

国税において給与等及び公的年金等に係る源泉徴収票についてe-Tax又は光ディスク等による提出を義務付けられる者に係る給与支払報告書等について、オンライン又は光ディスク等による提出を義務付けることとする。
（注）「オンライン」とは、eLTAX（エルタックス）の電子申告をいう。
「光ディスク等」とは、光ディスク、磁気テープ、又は磁気ディスクをいう。

【平成23年度改正における国税の法定調書の光ディスク等による提出義務の創設】

○ 基準年（前々年）の提出枚数が1,000枚以上である法定調書について、光ディスク等又はe-Taxによる提出を義務付け。
○ 平成26年１月１日以後に提出する法定調書について適用。

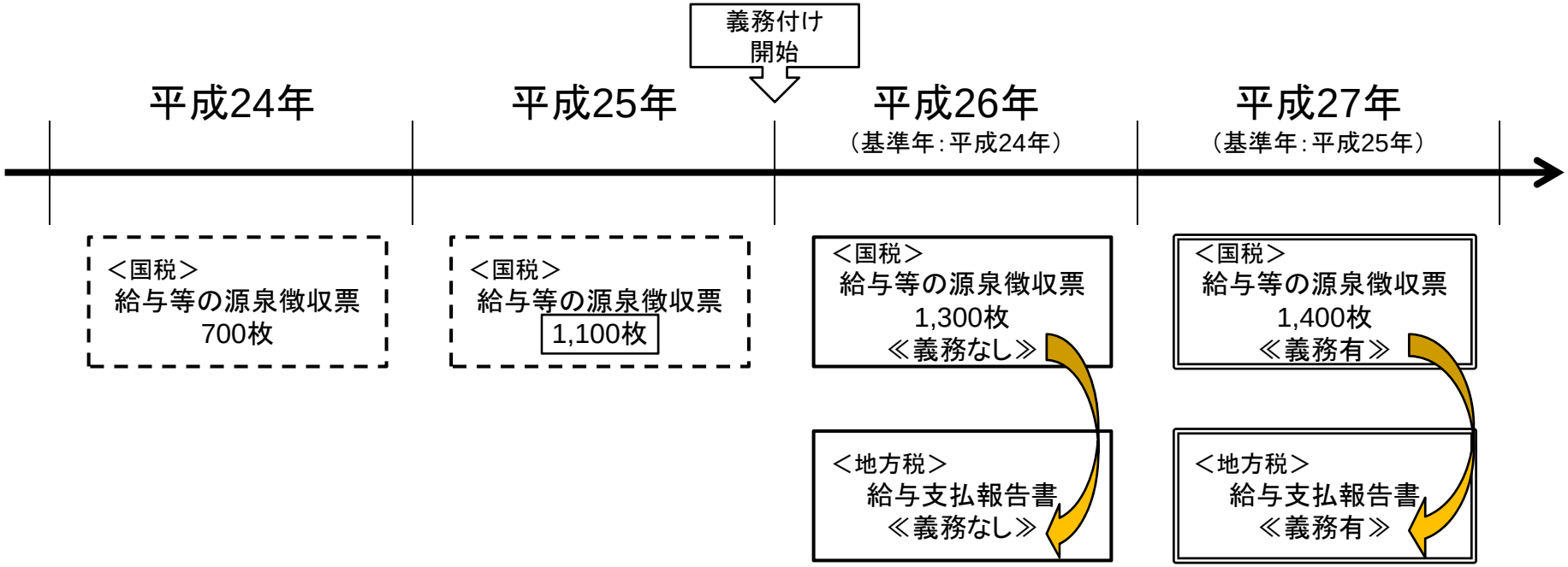

年金所得者の申告手続きの簡素化

○　年金所得者の申告手続の簡素化の観点から、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。

【現行】

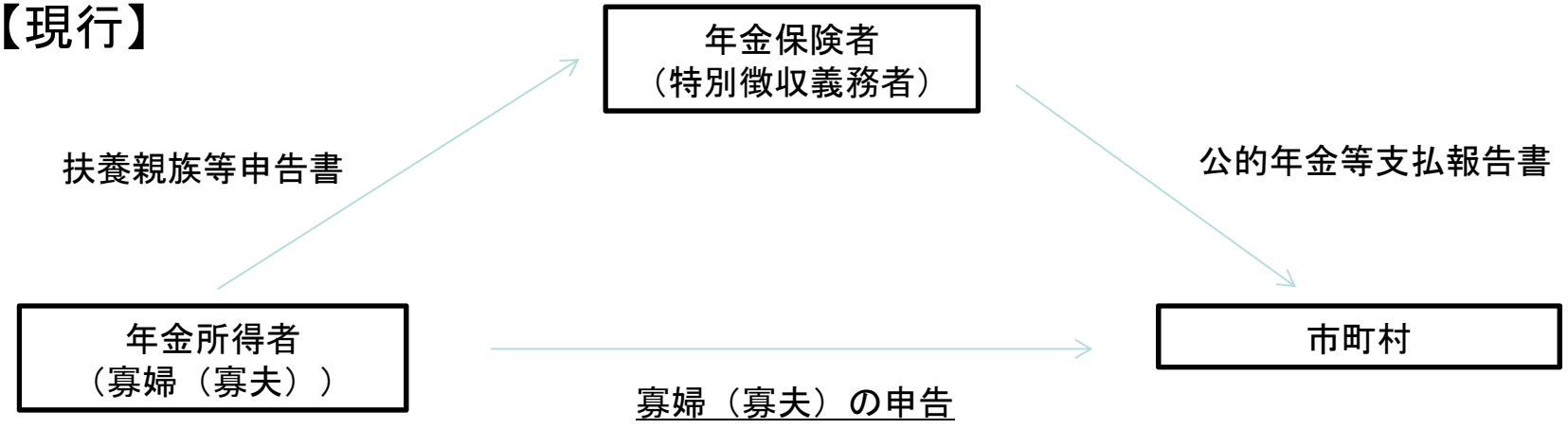

【見直し後】